



摘発がコロナ前と同レベルへ！国際郵便からの摘発が倍増！！

—名古屋税関における不正薬物などの取締り状況—

令和3年上半期(令和3年1月から6月まで)に名古屋税関管内の空港や港湾等において、不正薬物の密輸入その他の関税法違反事件を取り締まった実績をまとめましたのでお知らせします。

1. 不正薬物の摘発状況*

- 不正薬物は14件を摘発し、7,435g及び1,496錠を押収
- 覚醒剤約9.6万回、乾燥大麻及び大麻樹脂約0.9万回の使用相当量を押収

不正薬物の密輸入は、摘発件数(前年同期比133%増)、数量(同重量ベース52%増、同錠数ベースは全増)ともに昨年と比べて増加し、新型コロナウイルスの感染が拡大する前と同レベルとなり、深刻な状況にあります。

【ポイント】

- ① 大麻については、3月に中部外郵出張所において約4kgの大口事案を摘発したため押収量が大幅に増加しています。本件については、背後に暴力団員による密輸組織が存在するとして、組織解明に向け調査中です。
- ② 指定薬物*²の摘発4件のうち2件は昨年11月及び本年3月に新たに指定された通称「MDMB-4en-PINACA」、「ADB-BUTINACA」であり、いずれも紙巻きたばこにこれらの薬物を含有させた状態で密輸入しようとしたもので、ベトナム来郵便物からの摘発が相次いでいます。
- ③ 密輸形態別では、昨年に引き続き新型コロナウイルス感染拡大の影響で入国旅客が激減しており、航空機旅客からの摘発が1件となる一方で、国際郵便物からの摘発が12件(昨年5件)と倍増しています。

*1 不正薬物とは、覚醒剤、大麻、あへん、麻薬(ヘロイン、コカイン、MDMA等)、向精神薬及び指定薬物を指します

*2 指定薬物とは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に規定する指定薬物を指します

2. 金地金の摘発状況

- 上半期における金地金の摘発はありませんでした。

金地金の市場価格は高止まり傾向であり、引き続き取締りを強化していきます

【問合せ先】

名古屋税関広報広聴室

電話 052(654)4008

(資料1) 社会悪物品の摘発実績

種類	年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年		令和3年		前年同期比
					(1-6月)	(1-6月)	(1-6月)	(1-6月)	
覚醒剤	件	1	6	15	8	3	2	2	100%
	g	5	346,332	13,157	5,525	2,188	1,289	2,903	2倍
大麻	件	4	11	6	3	2	1	7	7倍
	g	14	294	17	7	7	0	4,356	12,700倍
大麻草	件	3	7	2	2	1	-	4	全増
	g	10	163	2	2	7	-	4,321	全増
大麻樹脂	件	1	4	4	1	1	1	3	3倍
	g	4	131	15	5	0	0	35	102倍
麻薬	件	8	6	6	1	5	3	1	33%
	g	3,443	590	179,121	990	5,941	3,598	-	全減
ヘロイン	錠	-	214	-	-	5,971	-	1,496	全増
	件	1	-	1	-	-	-	-	-
コカイン	g	26	-	2	-	-	-	-	-
	件	3	3	3	1	3	2	-	全減
MDMA等	g	2,628	588	179,105	990	5,366	3,023	-	全減
	件	-	1	-	-	2	1	1	100%
ケタミン	g	-	2	-	-	575	575	-	全減
	錠	-	-	-	-	5,971	-	1,496	全増
その他の麻薬	件	-	-	2	-	-	-	-	-
	g	-	-	14	-	-	-	-	-
向精神薬	件	4	2	-	-	-	-	-	-
	g	789	-	-	-	-	-	-	-
指定薬物	錠	-	214	-	-	-	-	-	-
	件	1	-	-	-	-	-	-	-
合計	g	2,000	-	-	-	-	-	-	-
	件	13	5	2	1	-	-	4	全増
合計	g	700	782	127	121	-	-	176	全増
	錠	2,000	214	-	-	5,971	-	1,496	全増
銃砲	件	-	-	-	-	-	-	-	-
	丁	-	-	-	-	-	-	-	-
拳銃部品	件	-	-	-	-	-	-	-	-
	点	-	-	-	-	-	-	-	-

(資料2) 金地金の摘発実績

	年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年		令和3年		前年同期比
					(1-6月)	(1-6月)	(1-6月)	(1-6月)	
摘発件数	件	57	24	-	-	2	2	-	全減
摘発数量	g	429,249	62,194	-	-	18,501	18,501	-	全減

- (注) 1 税関が摘発した密輸入事犯の他、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。
2 覚醒剤は、覚醒剤及び覚せい剤原料の合計、大麻樹脂は、大麻樹脂のほか、大麻リキッド・大麻菓子等の大麻製品の合計を、MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計を示す。
3 端数処理のため数値が合わないことがある。
4 数量の表記について、「0」とは0.5g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。
5 令和2年、令和3年の数値は速報値である。

(資料3) 摘発事例の紹介 (不正薬物)

事例① (3月に中部外郵出張所で摘発した事例)



アメリカ来国際郵便物に隠匿された大麻草約4kgを摘発

事例② (参考資料: 4月に東京外郵出張所で摘発し名古屋税関において調査した事例)



ベトナム来国際郵便物に隠匿された通称「MDMB-4 e n-P I N A C A」を含有する乾燥植物片 19.76g (紙巻たばこ状のもの 21本分、未鑑定分を含めると総数 600本) を摘発

(資料4) 不正薬物の密輸形態別摘発件数

(件)

形態別	年		令和元年		令和2年		令和3年	
	平成29年	平成30年	(1-6月)	(1-6月)	(1-6月)	(1-6月)	前年同期比	
航空機旅客による密輸入	9	10	17	7	1	1	1	100%
国際郵便物を利用した密輸入	18	13	8	4	8	5	12	240%
商業貨物等を利用した密輸入	-	5	4	2	1	-	1	全増
航空貨物	-	4	3	2	1	-	1	全増
海上貨物	-	1	1	-	-	-	-	-
合計	27	28	29	13	10	6	14	233%